

## 高濃度PCB廃棄物の処理状況について

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止され、その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めてきました。

**今年度末をもって、高濃度PCBを含む変圧器・コンデンサーの処分期間が終了**となることから、事業者への周知・指導をさらに徹底していきます。

高濃度PCB廃棄物の種類	処分先	処分期間（※）
<b>変圧器・コンデンサー</b>	JESCO東京	<b>令和4年3月31日まで</b>
蛍光灯安定器等	JESCO北海道	令和5年3月31日まで

（※）処分先と委託契約を締結する期間（実際の処分は期間末日から1年後までに実施）

### 1 変圧器・コンデンサーの処分に向けた取組

#### (1) 掘り起こし調査

自家用電気工作物設置者を対象とした調査を実施し、対象となる変圧器・コンデンサーが発見された事業者に対しては、保管状況を確認した上、処分に向けた必要な手順の説明を行ってきました。

#### (2) 取組の成果・保管事業者への対応

対象となる変圧器・コンデンサーは、これまでに約7,600台の処分の完了を確認しており、処分の手続が済んでいない台数は、令和3年8月末時点で残り94台となっています。

これらを保管する事業者に対しては、国や処分先であるJESCOと連携を図りながら、処分先と委託契約を締結するよう働きかけていきます。

### 2 蛍光灯安定器等の処分に向けた取組

昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を対象として、蛍光灯安定器に関する掘り起こし調査を行うなど、未処理のPCB廃棄物を把握しています。

### 3 広報の拡充

9月を「PCB適正処理推進月間」と位置づけ、1都3県を中心とした近隣自治体と連携し、交通広告や新聞広告等による周知活動を実施しています。

### 4 本市が保有するPCB廃棄物への対応状況

本市が保有する高濃度PCB廃棄物は、令和3年度中に全て処分が完了する予定です。